

令和元年度決算 ～総務建設常任委員会 令和2年11月12日～
議事録（総務部、建設部、消防事項抜粋）

読み易いよう、部署で質疑応答をまとめています。

部署	頁
総務部財政課	p. 1
総務部情報政策課	p. 6
総務部総務課	p. 7
総務部市民税課	p. 8
総務部資産活用課	p. 9
総務部防災危機管理課	p. 12
建設部道路交通課	p. 18
建設部道路管理課	p. 22
建設部建築課	p. 23
建設部水みどり課	p. 26
消防本部	p. 30

(総務部財政課)

○松本暁彦委員

それでは、引き続きまして、質問をさせていただきます。

幾つかかぶっているところもあるかと思えますけれども、その際は、改めてお答えいただければと思います。

まず1番目、決算概要3ページの一般会計決算概要のところ、令和元年度については、1億9,783万円の実質収支の黒字となっております。改めて財政課としてこの令和元年度の一般会計決算概要について、どのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○野口博委員長

森川課長。

○森川財政課長

それでは、質問番号1番、令和元年度の決算の概要についてでございますが、委員のお話にもございますように、令和元年度の決算といたしましては、実質収支として1億9,783万円ほどの黒字を確保することができております。

歳入歳出それぞれの特徴といたしましては、歳入では、前年度に比べまして、市税のほう約3億3,000万円増加しておりますけれども、使用料などの減少によりまして、歳入全体では減少となっております。

また、歳出のほうですけれども、歳出では、退職手当や地方債元利償還金の減少などによりまして、歳出全体でも、前年度に比べますと、減少となっております。

經常収支比率に関しましては99.1%と、前年度に比べ1.6ポイント改善となりました。令和元年度では、年度終盤に発生をいたしました新型コロナウイルス感染症の緊急対策経費など、例年にないような経費の支出もございましたけれども、最終的には、財政調整基金を取り崩すことな

く黒字決算とすることができたものであります。

○松本暁彦委員

それでは、引き続きまして、2回目の質問、もしくは要望とさせていただきます。

まず1番目、財政課についてのところで、市税の増加というところが非常によかったのかなと思います。そういったところで、また1月以降、新型コロナウイルス感染症対策が出てきておりました。これは確認上ですけれども、改めて、この決算を踏まえて、またコロナ禍を踏まえて、今後の財政の組み立て方というのはどのようにお考えなのか、ちょっとこの概要についてお聞かせいただければと思います。

○野口博委員長

森川課長。

○森川財政課長

質問番号1番、決算を踏まえての今後の考え方についてでございますけれども、1回目にもご答弁いたしましたように、令和元年度につきましては、市税収入の増加でありますとか支出経費の削減もありましたことから、令和元年度の単年度だけを見ますと、比較的健全な財政運営ができていたのではないかと捉えております。

しかしながら、今後におきましては、新型コロナウイルス感染症に関する影響といたしまして、市税の大幅な減収、これは避けられないものと考えております。財政面におきましては、非常に厳しい状況が当面続くと考えております。基金を活用しながらの財政運営が必要となってくるものと考えておりますし、そのほかにも、歳入におきましては、市債の発行など積極的な財源の確保、歳出におきましては、さらなる業務効率化の徹底をより一層進めることが必要と考えております。

○松本暁彦委員

それでは、引き続きまして3回目の質問、そして、ほぼほぼ要望等をさせていただきます。

まず1回目、コロナ禍を踏まえた今後の財政の組み立て方等について、改めて副市長にご答弁をいただきたいなと思います。

○野口博委員長

補足答弁で、奥村副市長。

○奥村副市長

それでは、今後の財政運営につきまして、少しお時間を頂きましてご答弁申し上げたいと思います。

先ほど財政課長のほうから、令和元年度の決算について1億9,783万円の実質収支の黒字、それから経常収支比率が、平成30年度は100.7あったものが令和元年度では99.1ということで、1.6ポイント改善されました。このように単年度は非常にいいんですけれども、長期的に見た場合にどうなのかということ、やはり財政運営をするときにはそういう視点が必要になってくよいかというように思っております。

大きな問題といたしましては、少子高齢化がまず一つ挙げられます。それから公共施設の老朽

化、これも挙げられると思っております。

少子高齢化なんですけれども、少し長くなりますが、既に二、三年前ぐらいから人口減少時代に突入しております。少子高齢化がなぜ問題なのかということの原点に戻りますと、それはやはり生産年齢人口の減少があるということがございます。それから、高齢化率の上昇がございます。従属人口指数というのがありまして、分母が15歳から64歳の人口、分子は15歳未満、それから65歳の人口ということで、いわゆる生産年齢人口がどれだけ養っているかという指数でございます。これが2015年は64.5%と計算されておりますが、2065年には94.5%ということで、今までは二人を三人が扶養していたのが、今後は一人が一人を扶養すると、そういうような厳しい時代に入ってまいります。

労働人口の減少は、やはり国の生産力を減少させます。今までデフレ時代が長く続いておりましたが、大体日本のGDPは500兆円強でございます。これは、やはり低迷していきます。500兆円を割っていくであろうと思っております。つまり、国全体が耐乏生活に入ることが一つ、言われております。

もちろん総人口が減少しますと、国内市場が縮小することになり、それから企業の投資意欲も減退されてまいります。そういうような意味から、経済成長が抑制されてまいります。つまりは、税金が入ってこないということになってまいります。

それから、このまま放置しますと、急激にこういう人口問題についてはかじを切ることはいくらだろと思っております。そういうことでは、今は何の不都合もないみたいですけども、何十年後かには、気がついたときには非常に困難な状況に陥っていくということが懸念されます。

国のほうでは、合計特殊出生率を非常に標榜されているんですが、2030年には1.8、2040年には2.07という合計特殊出生率を表示されておりますが、この達成はまずまず無理であろうと思っております。

それから、公共施設の老朽化問題でございます。

今までは公共施設は、人口の増加に伴って、施設ニーズの拡大を背景に次々と建設が進められてまいりました。新規のニーズに対応する新築、あるいは既存施設の建替えなど、公共施設のストックは数十年来ずっと増加を続けてまいりました。現在では、既存建物の単純な建替えということは膨大な財政負担となってまいります。建て替える代わりに新たな建物、老朽化対策の立案が公共経営の大きな課題と言われております。

それと、経営の資源の有効活用というのがございます。やはり、むら、無理、無駄というのはなくすということが前提でございます。要らないものは持たない、それから、同時に持つべき経営資源は長期にわたって最大限活用する、こういうことが求められております。従前には、往々にして単一機能、あるいは単一施設が当然視されておりましたけれども、これからは多機能型施設、あるいは複合化施設がやはり主流になってこようかと思っております。

本市では、建築から多年を経過した施設が多いという状況でございます。今までは省エネビルについてはごく少数でもありますし、環境負荷軽減からも省エネルギー改修、それからユニバーサルデザイン対応、行政サービスの質の維持・向上、こういう両立を合わせる必要がございます。

いずれにいたしましても、今後、国からは地方財政対策がどのように実施されるか、まだ未定ではございますけれども、やはり長期的視点に立った財政運営、それから、先ほど言いました、むら、無理、無駄をなくすような財政運営、これがさらに厳しく求められると思っております。

いずれにいたしましても、健全財政維持というのが我々の命題でございますので、しっかり取り組みたいと思っております。

○松本暁彦委員

それでは、4回目の質問と要望をさせていただきます。

まず1回目、財政につきましての副市長のお考えについては、健全財政をしっかりと維持していくんだと、今後の人口減少社会を見据えてとのお言葉でございました。

まさに労働人口の低下というところが今どのような形につながっているかということ、やはり高齢者、そして女性社会進出で労働力を補うというところが今の国の方向でございます。そういった意味では、女性の社会進出というのは、やはり時代のニーズといたしますか、国のニーズでございませう。そういったところをしっかりと支えていただきたいなというところを、これは要望とさせていただきます。

人口減少、そして少子高齢化社会の中で今、全国各地でありますのは、まさに都市間競争というところでございます。我々は摂津市であって、摂津市の繁栄をしっかりと発展させていかなければならない、そのためにシティプロモーション戦略も策定して、都市間競争に打ち勝つための土台を今、しっかりと築いているところでございます。

その中で、令和元年度の歳入を見ているところ、やはり市民税、個人、法人ともふえている中で、私は一つ、ここが本市の財政を支えるキーになっているのかなと考えております。まさに我々自民党・市民の会が進めるまちづくり、具体的にはJR千里丘駅西口の再開発、あるいは健都のまちづくりといったところを通じて人口をふやし、そして、それが市税へと反映して市域全体のほうに発展させるというところを考えております。その点を副市長にもう一度お聞きしたいと思えます。まちづくりと市税の反映、まちづくりの発展と財政の関係、その点をどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思えます。

○野口博委員長

最後に、奥村副市長。

○奥村副市長

ただいまの質問で、まちづくりと市税ということで、私のほうから答弁申し上げます。ちょっと詳しい資料等を持ち合わせておりませんので、具体の数字の部分については答弁いたしかねます。

本市の市税の状況なんですけれども、府下ではトップクラスになっております。これは、やはり固定資産税とか、それから都市計画税が大きく寄与していると思っております。市民一人当たりの分が、ちょっとうろ覚えなんですけれども、21万円か22万円ぐらいあったと思えます。これは、先ほど言いましたように、府下トップクラスです。

ただ、市税が幾らトップであったとしても、いわゆる国の地方財政対策というのは、財政の補填をする調整機能として地方交付税がございませう。その分で税が多ければ地方交付税は少ない、税が少なければ地方交付税が多いということで、いわゆるトレードオフの関係になっております。

それと、地方交付税と市税の分を合わせた中でも、確か府下で2番目ぐらいだったと思っております。かといっても、2番目と言いましても、市税の状況と市税と普通交付税を足した状況では、ちょっとおのずと各市との差は近接してまいります。

これはよく言われるんですけれども、いわゆる財政力指数が高いと裕福みたいな感じでとらわれがちなんですけれども、決してそういうことではありません。要は市税のウエートが高いというだけの話で、実際には歳出の構造を見たときに、それぞれ市民一人当たりの歳出一般財源額を見ますと、

府下のところでもやはりトップクラスです。それだけ税があったとしても、あるいは地方交付税が少なかったとしても、持っている一般財源を、要は市民にサービスとして支出しているということになるかと思えます。それが、先ほど言いました経常収支率にしっかりと表れてまいります。99.1%という経常収支比率でございますので、持てる財源を全てほぼ100%市民に還元しているということになるかと思っております。

今後、いわゆるコロナ禍の関係で、ここ数年は市税が減少してまいります。そうしたら、先ほど言いました、市税が減少した分を地方交付税で補えるかといいますと、やはり国のほうにも財源がございます。そういう分では、財源をいかに市町村に分けるかということになるんですけども、大きくは、市税が減少した分は市には戻ってこないと思っております。

ただ、実際どうするかというのは、また財政課との相談でございますけれども、要はコロナ禍で市税が減収したときには、減収補填債の発行も意識をして財源確保しながら、それぞれ市民サービスに向けていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほどございましたように、シティプロモーションによりいかに都市間競争で魅力ある市になるか、先ほどの健全財政と併せまして、まちづくりというものを我々は、当然命題として持ち合わせております。

以上です。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

市税と国の地方交付税等々の関係について語っていただきました。

特に国との、財政との関係というのは非常に密接かなというところは理解しております。例えるなら、本市は330万円の収入のある家庭であって、例えば吹田市は2,000万円の収入のある家庭というような中で、そこで収入の借金率の違いというところ、実際に使われる金額での大きな差が出るというところは、そういったところで理解しております。

その中で、確かに地方交付税との関係もございますけれども、市税収入を上げる取り組みというのは、シティプロモーションなり、まちづくりにつながっていくのかなと思っております。

それは、繰り返しますけれども、まさにJR千里丘駅西口の再開発、あるいは健都のまちづくりなど、本市の北部のまちづくりの発展というのは、やはり市税に大きく貢献すると私は考えております。結果として、市税の向上については、これから鳥飼グランドデザインというところで、分かりませんが、大きな財政的負担にもなるかと思えます。それを支えていくというところも、北部の開発が一つキーになるかなと思っておりますので、そういったところをぜひしっかりとまちづくりの発展と投資を踏まえて、そしてその後の鳥飼地域のまちづくりなども踏まえた市政運営、そして財政運営というものをさせていただければと思います。

そして、コロナ禍のところでおっしゃいましたように、必ずしもずっと影響が続くわけではありませんが。

しかしながら、この時点で会社等がなくなってしまうと、また会社を立ち上げるというのは非常に難しいという中で、今のこの困難な時期をどう乗り越えていくかというところは、一つキーとなっておりまして。まさに先ほど言われたように、減収補填債といったところも、このときだからこそ財政調整基金も活用して、今を乗り越え、それが次につながっていくと思っておりますので、その点を

ぜひ次年度予算等にもしっかりと取り組まれるように要望いたします。

以上です。

(総務部情報政策課)

○松本暁彦委員

続きまして、2番目、システム構築委託料について決算概要の50ページ、これにつきましては、先ほど質問がございました。その中でクラウド化等構築をされたというところではございます。その回答を踏まえ、クラウド化など令和元年度の事業の取り組みが実際どのように庁舎内の機能強化、あるいは市民サービス向上につながったのか、どのように成果を考えているのか、お聞かせください。

○野口博委員長

榎納参事。

○榎納総務部参事

それでは、質問番号2番、システム構築委託料によりますクラウド化に対する成果についてのお問いにお答えいたします。

システムの更新に当たりましては、自然災害や停電対応等について、サーバーを地上において運用する方式から、外部のデータセンターにおいて構築を行い、通信回線を経由して利用する方式に変更いたしました。これは、国におきましても強く推奨しておりますもので、今回、クラウド化の移行により対障害性を向上させ、市民サービス等を中断させることなくシステムの安定稼働を図れるものだと考えております。

○松本暁彦委員

続きまして、2番目、システム構築委託料について、特に災害対応に備えたものというところで理解をいたしました。このシステム構築委託料は、平成30年度も私は質問をしております、そのときは、新規構築や再構築の対応というところを言っております。このようなシステム構築委託については、毎年それぞれいろんなところで出てくると思うんですけども、ちょっとそこについて、概要で結構ですけども、このシステム構築の目指すところというのは、ちょっと何なのかというところ、市民サービスの向上に向けて、例えば5年後どういう形をイメージされているのか、AIを活用して、業務を徹底的に自動化してやっていくのか、その方向性をもしお答えできる範囲で教えていただければと思います。情報政策課として、どのようにシステム構築をあるべき姿といえますか、イメージされているのかお答えください。

○野口博委員長

榎納参事。

○榎納総務部参事

それでは、質問番号2番、システム構築委託料におきまして、5年後のイメージ、あるべき姿等についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、目指すところといたしましては、やはり市民サービスの向上、そしてもう一つは、職員の業務負担軽減でございます。今回、本市の基幹システムのクラウド化は、本市のシステムのみをクラウドにいたしました単独クラウドというものになります。国におきましては、複数の自治体において共同で利用する自治体クラウド化を進めております。本市におきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、相当のカスタマイズを行っております。まずは、これを取り除いて、標準化システムにするということが必要となってまいります。5年後におきましては、その標準化に向けまして、本年度本格導入させていただきましたRPA等を活用しつつ、進めてまいりたいと考えております。

また、国におきましては、先だって本会議でもご質問がございましたが、新政権の下、デジタル庁が新設されまして、市役所に足を運ばなくてもあらゆる手続ができる社会に向けての取り組みを進めております。2025年度までに標準システムの導入を目指しており、地方公共団体の情報システムの標準化に向けて、まず住民記録システムにつきまして、標準仕様書が取りまとめられたところでございます。本市におきましても、こういった国の動きを注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○松本暁彦委員

2点目、システム構築委託料について、国のデータ庁との連携というところもおっしゃいました。5年後のビジョンというか、考え方の方向性についても理解いたしました。よく分かりました。ぜひしっかりと先ほどのデータ庁との連携等も踏まえて、大きく変わる可能性もございますので、しっかりと国との状況を見据えて構築していただくよう要望いたします。

(総務部総務課)

○松本暁彦委員

続きまして、3番目、決算概要の68ページの基幹統計調査事業のところですが、令和元年度の取り組み、概要についてお聞かせください。

○野口博委員長

中尾参事。

○中尾総務課参事

松本委員からの統計調査に関しますご質問にお答えをいたします。

令和元年度本市で行いました基幹統計調査につきましては、製造業に関する事業を対象とした事業所数、従業員数、製造品出荷額などを調査する工業統計調査、次に、事業所及び企業の活動事業の状態を明らかにし、各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とした経済センサス基礎調査、各ご家庭における家計消費、所得、資産などを総合的に把握する全国家計構造調査、農林業に関する各種統計調査に必要な基礎調査を整備する農林業センサス、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育上、基礎資料を得るための学校基本調査、以上、5調査となっております。

以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、3番目、工業統計調査等、五つの調査をされるということを理解いたしました。その中で確認ですけれども、この調査結果をどのように活用されているのか、どのように把握されているのか、当然この調査というものは、基礎資料となって様々に活用されるというところでございます。重要な施策と思うんですけれども、繰り返しですけれども、これは確認の上で、どのように活用されているのか、概要だけでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○野口博委員長

中尾参事。

○中尾総務課参事

質問番号3番、統計に関します2回目のご質問にお答えをいたします。

基幹統計調査の結果につきましては、各数値を集計されまして、市町村別に実態としてまとめ公開され、各種行政施策の立案や計画などの基礎資料として広く利活用されております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

そして、3番目、基幹統計調査結果の活用についてというところで、基礎資料としていろいろ使っていただくというところ、理解いたしました。こういったところを、非常に地道な作業でありますけれども、重要なデータ等でございますので、引き続きしっかりと続けていただくよう要望いたします。

(総務部市民税課)

○松本暁彦委員

続きまして、4番目、決算概要62ページ、市民税課の納税通知書等印刷及び封入封緘委託料について、この委託料の内容についてどのようなものか、お聞かせください。

○野口博委員長

妹尾課長。

○妹尾市民税課長

それでは、市民税課に係りますご質問にお答えいたします。

質問番号4番、決算概要の62ページ、納税通知書等印刷及び封入封緘委託料でございます。こちらの委託料に関しましては、大きく二つの契約となっております。一つは、市府民税の当初課税と軽自動車税の納税通知書の印刷、納付書等の封入封緘の業務委託料でございます。こちらの金額が736万5,021円という契約となっております。

もう一つが、市府民税の帳票作成及び封入封緘業務委託となっております。こちらに関しましては、期限後の市府民税の申告書の部分と翌年度の当初課税に係ります給与支払報告書等の総括表及びその封筒、また申告書等についての印刷と封入封緘業務になってございます。こちらの契約につきましては、127万5,161円の金額となっております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、4番目、納税通知書等の委託料について、委託料の概要については理解いたしました。このところ実は、市府民税の特別徴収事務書類で市民の方からA3サイズでちょっと郵便ポストに入らないと。雨にぬれる可能性があって、A4サイズに変更できないかというような話を受けております。これについては、お伝えさせていただきまして、現時点では難しいということをいろいろと対応、検討いただくことは大変ありがたいことだと思います。その点、1点だけ、A4サイズへの変更に向けた課題というものはどのようなものか確認をさせていただければと思います。

○野口博委員長

妹尾課長。

○妹尾総務部市民税課長

それでは、質問番号4番、市民税課に係ります2回目の質問にお答えいたします。

特別徴収義務者宛封筒のサイズが大きいということで、A4サイズへの変更についての課題というお問い合わせございました。現状、特別徴収義務者の方にお送りする通知書と納付書につきましては、サイズが大きいということで、これを折らずに送付するために大きな封筒という形になってございます。これをA4サイズの封筒に入れるということになりますと、この通知書と納付書を二つ折りにした形で送付をしないといけないこととなりますので、封入封緘作業の日数と、また費用面が増加するという課題がございます。

また、それでは通知書のサイズ、納付書のサイズを変えるということにつきましては、システムの改修を行わなければならないということが出てまいりますので、そうなりますと、システム改修の費用がかかってくるということになってまいります。ただ現在、行政のデジタル化ということで、今後税に関しましても、標準化システムの導入ということが国から検討されている状況ですので、その状況を見極めながら、帳票のサイズ感でありますとか、もしくはサイズが変わらないといったしましても、お送りする封筒の縮小化ということで、特別徴収義務者の方へのご不便をかけないような方向で何かできないかということの検討は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、4番目、納税通知書等の件につきまして、課題については理解いたしました。今後、システム改修等も含め、A4サイズの封筒作成に向けて取り組みをお願いできればと思います。この点も以上でございます。

(総務部資産活用課)

○松本暁彦委員

続きまして、5番目、決算概要の48ページ、ESCOサービス料について、こちらについては令和元年度の事業内容についてお聞かせください。

続きまして6番目、同じく決算概要48ページ、庁舎西別館解体等工事について、こちら令和元

年度に解体をされました。当時、並行的に跡地について様々検討されてきておりましたが、改めて令和元年度で跡地についてどう検討されてきたのか、併せて現状についてお聞かせください。

続きまして、7番目、決算概要46ページ、FM推進事業について、こちらも先ほどの質問で委託料のところについては説明をいただきました。それを踏まえて、令和元年度の成果というものを改めてどのようなものか、そしてどう評価され、それを次に生かしていこうかというところをその点お聞かせください。

○野口博委員長

池上参事。

○池上総務部参事

それでは、資産活用課に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず、ESCO事業についてでございますけれども、ESCOとは何ぞやというところで、ちょっとご説明させていただきますと、Energy Service Companyの略ということで、省エネルギー改修におきまして、優れたノウハウを有する民間事業者が事業資金計画、設計、施工、維持管理、効果検証までを一括請負をすることで、契約満了時まで提案時に示した光熱水費削減を保証する事業ということでございます。

この事業を実施するに当たりまして、これについては平成29年度に整備をいたしまして、実際の支払いにつきましては、平成30年度からということになります。この事業を導入したことによりまして、導入に当たって、まず比較するベースにおいて利用効果があるかないかという比較をするベースラインとしまして、平成25年度から平成27年度のエネルギーの平均値と令和元年度を比べますと、省エネの効果額としまして、1,448万円、省エネルギー率といたしましては37.9%、CO₂削減率は37.7%との報告を受けておりますので、数字が示すように、エネルギーの削減について効果が現れていると認識しております。それと、続きまして、西別館の解体に伴う跡地活用等についてですけれども、西別館を解体した後の跡地の活用方法につきましては、解体のときから並行して、どのように活用していこうかということも考えておりました。その考えの中で、不動産関係でありますとか、金融とかでありますとか、建設業等々、いろんなところにまずアンケート調査をしまして、その後、サウンディング調査等を実施しまして、どのような事業ができるのか、できないのかというのを各事業所にお話をさせていただいて、活用の方法等を探っていったところでございます。ですので、最終的にといいますか、コンビニ当たりが市民の利便性にも供するというようなこともありまして、そういったところを目標に公募をかけたわけなんですけれども、応募には至らなかったということが現状でございます。

その後もいろいろと検討はしておるんですけれども、まだ具体的な活用方法が見出せていないということで、今暫定利用といたしまして、何かイベントではないですけれども、職員健診でありますとかそういったときに、今の西別館の跡地を活用しているというところでございます。

今後におきましても、どういう活用ができるのかアンテナを張りながら、引き続き考えていきたいと思っております。

それと、FMの件についてですけれども、FMの令和元年度の成果ということでございますけれども、成果といたしましては、用途ごとの個別施設計画を含みます公共施設等総合管理計画の改訂版について、現在は作業を行っておるところなんですけれども、その基礎資料、データの収集、整理が一定できたこと、また、これからFMを推進していくに当たって必要となります施設情報を一

元化するためのポータルサイトをしっかり構築しまして、改善もしていったと。また、各種データをいろんな形に加工できるようなツールの作成もいたしまして、あと修繕履歴の洗い出しなどもいたしまして、LCC（ライフサイクルコスト）とかも算出しております。かなり専門的な知識がなければできない多くのマニュアルやツールを委託も通じて、このように整理できてきたのかなと考えております。

○松本暁彦委員

続きまして、5番目、ESCOサービス料につきまして、ESCO事業のこれまでの、これも毎回いろんなところで質問させていただきました。そして、省エネ効果として、しっかりと効果、評価されているというところで理解をいたしました。この点については評価をいたします。この5番目の質問については以上です。

続きまして、6番目、庁舎西別館解体等工事の跡地の利用について、現状として、具体的なところは決まっていないというところについて理解をいたしました。その上で、暫定的な利用というところですけども、市民団体のイベントとか、あるいは移動販売車のマルシェとか、そういった一時的な場所提供などの有効活用という点について、改めてどのようにお考えなのかお聞かせください。

続きまして、7番目、FM推進事業について、こちら今年度の成果というところを理解いたしました。これは確認の上ですけども、令和2年度から資産活用課として大きく組織が強化されたというところで、このFMの成果をどのように普及させていくつもりか、その考え方についてお聞かせいただければと思います。

○野口博委員長

池上参事。

○池上総務部参事

西別館跡地の件についてですけども、西別館跡地につきましては、最終的というか、この本庁舎の更新のときに、一体利用というようなことも考えております。ただ、この本庁舎につきましては、ESCO事業の関係等もございまして、ESCO事業の実施から15年はこの状態を維持していくということになりますので、すぐに大規模な改修をできる状態ではございません。その間、遊ばせておくよりも、何か利用、活用できないかということでもいろいろと探っていて、どこかの事業所の誘致等々考えておった次第ですけども、なかなか応募に至らなかったというのが現状でございます。

先ほどおっしゃっておられました市民団体ですね、マルシェでありますとか、市民団体のフリーマーケットでありますとか、小規模なイベント等々一時利用的なものについても、今後そのものも考えていかなければならないというふうには、こちら思っておりますので、その分につきましては、引き続き検討していきたいと思っております。ただ、今のコロナ禍ということで、あまり人が集まるイベントがどうなのかということもありますので、その辺も時期的なものを見ながら、有効な活用方法については、引き続き考えていきたいと思っております。

それと、FMの件ですけども、この成果をどう生かしていくのかということでございますけれども、このFM、公共施設等総合管理計画につきましては、30年間の長期にわたる計画でございます。しっかり基礎を固めること、また担当者が替わっても継続して取り組めるようにしていかな

ければならないということで、今まで基礎固めを中心に取り組んできたところでございます。

それから、今所管ごとに管理していた施設に関する情報やデータを全て一元管理し、積み上げることによりまして、今後の施設の維持補修、また再編の検討、施設の再配置、あと経費の縮減、平準化等々、計画の推進に今までの成果を活用していきたいと考えております。また、資産活用課ということで、そのデータを基に、やはりいろんな方面というか、持っている資産を有効に活用できるようにしていきたいと思っております。

○松本暁彦委員

次、6番目、庁舎西別館解体と跡地の利用というところで、市民団体とのイベント、マルシェ等の一時的な場所提供なども考えていくという回答でございました。ぜひ確定しない状況であれば、いろんな形で有効活用を、市民の方にもイベントでも使えるように、そこは柔軟に対応していただければと思います。これについては、要望とさせていただきます。

続きまして、FM推進事業について、組織強化され、しっかりとFMの成果について普及をしていく取り組みのお考えについては理解いたしました。これから施設の老朽化がふえてまいります。そしてまた、様々なまちづくり等が行われる中、FMデータの基礎資料、あるいは基本的な考え方というのが非常に重要になってくるかなと思っておりますので、そこをやはり資産活用課としてもしっかりと各課等に提言、そして実行していただくように要望とさせていただきます。7番目についても以上です。

(総務部防災危機管課)

○松本暁彦委員

続きまして、8番目、決算概要52ページの防犯カメラのところですが、これについても先ほどの質問でございました。設置の状況等々もお聞きをいたしました。改めて防犯カメラの効果というもの、あるいは実際の警察等と一緒に事案について実施した事例があるのか、これについてお聞かせください。

続きまして、9番目、決算概要の130ページの防災演習事業について、こちらの令和元年度の取り組みについてお聞かせください。

続きまして、10番目、決算概要の同じく130ページ、耐風対策調査委託料について、こちらの委託料の内容についてお聞かせください。

そして同じく130ページの防災士取得費用助成金について、令和元年度の事業内容についてどのようなものかお聞かせください。

○野口博委員長

川西課長。

○川西防災危機管理課長

では、質問番号8番、防犯カメラのお問いについてのお答えでございます。

防犯カメラなんですけれども、まず街頭犯罪の未然防止でありましたり、犯罪が発生した場合の迅速な対応を目的として設置したものでございまして、一言で言えば、安全・安心のまちづくりを下支えする防犯機器として活用しております。

実際に警察に情報提供する場合の主だったものなんですけれども、この令和元年度、警察への画像の提供状況なんですけれども、193件でございました。

効果ということなんですけれども、これも犯罪捜査には極めて有効な手がかりとなると我々考えておりました、実際、摂津市内の犯罪の件数は減少傾向にございます。具体的にデータを挙げますと、防犯カメラを設置したのが平成25年からなんですけれども、平成25年の摂津市内の全ての犯罪件数1,314件、それが平成28年には1,047件、令和元年には702件と確実に下がっております。これらは防犯カメラが全て貢献したというわけではないんですけれども、一定寄与していると考えております。

続きまして、質問番号9番でございます。総合防災演習事業の総括でございますが、総合防災演習につきましては、セレモニー的な要素が強いのではというお声が度々寄せられておりました、何とか実働的な訓練にしたいと考えておりました。去年なんですけれども、通常の青少年運動場で防災演習を行いましたのに加えまして、同じ日、同じ時刻に千里丘公民館でも地域の方にご参加いただきまして、避難所の開設訓練、これを併せて開催させていただきました。

また、千里丘の訓練をジェイコムウエスト様のご協力によりまして、テレビで中継いたしまして、青少年運動広場内に大型のオーロラビジョン、これを設置いたしまして、青少年運動広場にお越しの皆様にも千里丘公民館の訓練を見ていただけるように工夫してまいりました。こういう形で、より実働的なところも加味した訓練できましたので、我々としては、一定価値があったと考えております。

続きまして、質問10番でございます。耐風対策事業の中身ということなんですけれども、これは一昨年の台風21号での被害を踏まえまして、専門家に委託することで、今後の強風への備え、これを進めていくという目的でございます。具体的には、京都大学の丸山敬教授に委託いたしまして、実際に台風で体育館の屋根がめくれ上がった小・中学校が3か所ございましたので、現場を見ていただきまして、その上で、市職員や防災サポーターの方にも参加いただいて、耐風対策ということで研修をしていただきました。また、市民向けには、「強風への備え4カ条」という冊子を作ってくださいまして、啓発にも役立てております。

最後に、これらの取り組みを踏まえまして、地域防災計画の改訂を本年3月に行った中で、風害対策計画というのを丸山教授の監修によりまして追加することができました。以上が中身でございます。

続きまして、11番でございます。防災士資格取得補助の中身でございます。この防災士の資格取得補助金なんですけれども、防災士に地域の防災の活動の要として活躍いただきたいということで、公費で資格取得に係ります費用の半額を補助させていただいておる制度でございます。令和元年度には、5名の市民の方に助成金を交付させていただきました。内訳といたしましては、3万円の補助が3名、4,000円の補助が2名でございます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、8番目、防犯カメラのところですけど、その効果については193件、警察等と連携をされ、一定の成果ということで、事件の抑制にはつながっているというところを理解いたしました。先ほど塚本委員もおっしゃられたように、今後防犯カメラをふやすかふやさないかというところで、現状の数等で交換していくというところなんですけれども、この際に警察と連携して、例えば犯罪抑制、あるいは犯罪が比較的多発する地域などに移動するとか、そういったことは検討される

のか、その1点について確認をさせていただければと思います。

続きまして、9番目、防災演習事業について、こちらで令和元年度千里丘公民館、そして青少年運動広場でオーロラビジョン等のテレビ中継をするというところをされたというところは理解をいたしました。

この防災演習事業については、今年度については中止というところで、その理由は、新型コロナウイルス感染症も踏まえるとともに、より実践的な訓練が必要だというところで、再検討されるというところで認識をしております。

そこで改めて、大阪北部地震の教訓から災害対策本部の運営などの指揮の点で、訓練の必要性が強く認識をされております。平成30年度、そして令和元年度は実施されましたけども、改めて令和元年度はシミュレーション訓練などを実施されたのかどうなのか、その点お聞かせいただければと思います。

続きまして、10番目、耐風対策調査委託料について、こちらにつきまして、見識者からしっかりと検討していただいて、地域防災計画のほうにも反映するということで、市民にも復旧するということで理解をいたしました。しっかりとやっていただければと思います。評価をいたします。10番目については以上です。

続きまして、11番目、防災士取得費用助成金について、3万円の補助が3名、4,000円の補助が2名というところで理解をいたしました。この防災士というものは、そもそも本市独自の地域防災リーダーで、防災サポーターにつながるものというところですけども、防災サポーターの状況についてはどうだったのかお聞かせください。

○野口博委員長

川西課長。

○川西防災危機管理課長

では、質問番号8番でございます。防犯カメラの件です。防犯カメラが何か所かあるうち、危険性が低い、犯罪発生率が低いところから高いところに移設してはどうかというお問い合わせだと思っておりますけれども、いろいろ警察からの照会を見ていましたら、照会されるカメラというのは、ばらけておりまして、ここの防犯カメラが使われていない、情報提供がなされていないという防犯カメラは見当たらないかなと考えております。また一方、警察サイドのほうからは、何とか防犯カメラをもっと増設してほしい、もっとつけるべきだという意見書もちょうだいしております。

そのような中、これは予算が算絡むことですので、もっと防犯カメラをつけられれば、それが一番いい話なのかもしれませんけれども、なかなか財源が厳しいおり、警察とも相談させていただいて、効率的にどう配置すればいいかというところは、もう一度警察と協議進めてまいりたいと考えております。

続きまして、9番でございます。訓練に関しまして、一昨年は災害対策本部のメンバー、市長、副市長、教育長、それから全部長級で集まりまして、災害対策本部の運営シミュレーション訓練、これを開催いたしました。ただ、昨年度はこのような訓練は実施しておりません。昨年度、ちょうど秋から冬にかけては、地域防災計画の改訂作業、これを本部員の皆さんに進めていただいております。実際、部をまたがる話でありましたり、各班との調整ということで、こういう災害が発生した場合は、この班がこう動く、こういう仕事の分担になる、この辺りを去年の秋から冬にかけてちょうど災害対策本部の委員である三役と部長級の皆さんにいろいろ検討していただいた経緯

がございます。

したがって、訓練には至っておりませんが、同じように市内の災害対策対応力、これを向上させるような形で内部検討が進められたと考えております。

続きまして、質問番号11番でございます。防災サポーター制度、去年1年間の動きはということなんですけれども、この防災サポーター制度、去年から始まりました制度で、市民の応募を募りまして、摂津市オリジナルの養成講座を受講いただいた後、防災サポーターとしてご登録いただくという制度でございます。

また、防災士の資格取得の補助金を受け取られた方にも、必ず防災サポーターには登録してくださいようお願いしております。その結果、昨年度30名の方に防災サポーターとしてご登録をいただきました。主な活動といたしましては、去年の秋に行いました京都大学の丸山先生による風害対策講座に参加いただいたり、また秋から冬にかけて、各地域が行っておられます自主防災訓練、この辺りにも積極的に防災サポーターの方、参加いただいております。

また、サポーターの皆さんが独自にそれぞれみんな集まって、社会見学に行こうとか、勉強会をしようとか、そういう動きも見られてまいりました。こういう形で去年1年間サポーターの皆さん取り組んでいただいております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、防犯カメラのところで、警察からも設置の要望が多々あるところ、理解いたしました。この件については、私どもも警察とお話しする機会がある際には、やはり防犯カメラの増設要望というのも聞いております。あるいは、市民の方から、警察の方が来て、そういった事故検証などを調べられるんだという話も実際にお聞きしております。これについては、民間の防犯カメラ、あるいは、まさに先ほどの公園、駐車場、そしてこういったところの防犯カメラなど、多数の防犯カメラはありますので、やはりそこは一定場所等も効果的に、それぞれ今後検討される際には、それらも含めて総合的に計画を検討していただければと思います。こちらについても総合的に取り組まれるよう、各種カメラについての活用等を要望させていただきます。8番については以上です。

続きまして、9番目、平成元年度災害対策本部のシミュレーション訓練をしなかったというところは、地域防災計画の改訂に全力を尽くしていたというところで理解いたしました。結果として地域防災計画の改訂につながったということで、その点は評価いたします。

しかしながら、令和2年度につきましては、ぜひ実施していただきたいなど。大阪北部地震の反省を生かすためには、災害対策本部のシミュレーション訓練というのは必要でございます。また、これはBCPの作成と連動しているものと考えております。組織強化されたことも踏まえ、次の業務要領についてはしっかりと検討していただきたいなど。

具体的には、水害だけでなく、まさに南海トラフ地震など、各種災害というのは全て可能性があるもので、業務の優先順位、継続性、そして並行性というものをしっかりと検討して、進めていかなければならないと考えております。その点、これは理事にお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、11番目の防災サポーターの状況については理解いたしました。令和2年度は、コロナ禍でなかなか厳しいというところも聞いております。ぜひ防災士取得費用助成金等も活用して、そして防災サポーターをふやす取り組みをしっかりとやっていただきたいと思っております。

やはり防災サポーターというのは、講座は無料ですけれども、職員の費用とか資料代などもしっかりと税金がかかっているものであります。税金がかかっている以上、やはり計画的に構築すべきものでございます。各地域全てに防災サポーターを育成して、そしてそれを避難所運営訓練、あるいは自主防災組織の活性化等々、それはやはり公だからこそできるものでございますので、しっかりと計画的にしていいただければと思います。これについては要望とさせていただきます。

○野口博委員長

辰巳理事。

○辰巳総務部理事

まず、訓練とか演習につきましては、我々もやはり各団体と連携していくということも重要でありますし、実際上の通常災害時の連携体制もしっかりやっていかないといけませんので、その辺は地道にしっかりと企画、精査しながら連携を図っていく訓練をしていきたいと思っております。

先ほど委員よりご指摘いただきましたBCP作成等の、水害だけではなく、災害各種における業務の優先順位の考え方というものにつきましては、これからになりますけれども、今おっしゃっていただいた業務継続計画、いわゆるBCPというものをやはり策定していかないかと思っております。

実際、災害時に災害対策本部の班体制で行う、応急対策業務といいます任務につきましては、地域防災計画に記載されておりますけれども、これ自身もやはり各班の任務というものは記載されているんですけれども、どれぐらい人員がかかるのかとか、実施する時間、期間がどれぐらいかかるのかとか、そういったこともこれからもう一度しっかり見直していきまないと、なかなかBCPといっても通常業務にいつから入っていけるのかというような問題もございますので、そこはやはり班体制に切り替える場合につきましては、まず応急対策業務を優先しながら、その中でいつの時点から通常業務に入っていけるのか、そういったことも考えながらBCPというものを策定していきたい、検討していきたいと考えております。

ただ、言いましても、やはり大阪北部地震の経験もありますので、大規模災害、地震が発生したときには、やはり職員が被災するというのも頭に入れた上でBCPというものを作っていかないけませんので、そこは地域防災計画の各班の任務に無理はないのかどうかというところも含めまして、もう一度見直しながら適正な業務継続計画を策定していきたいと考えております。

○松本暁彦委員

続きまして、防災演習事業について、辰巳理事のお考えについては理解いたしました。本市議会でも、昨年BCPを作りました。ぜひその点、大阪北部地震の反省を踏まえて、そこはしっかりとやっていただきたいと同時に、やはり毎年しっかりと訓練することが必要だと考えております。人事異動ということで、その都度、毎年人が変わる中でそのノウハウを維持・継続するには、そういった訓練が必要になってまいります。そして、その訓練の成果をまたBCPなり、地域防災計画に反映することが必要になってまいります。こちらも最後、要望とさせていただきます。BCPの作成をしっかりと、また訓練もやってほしいということを言いましたけれども、あわせてSOS避難メソッドということで、広域避難の構想もしっかりと描いてもらいたいと思います。

これはまさにイメージの世界になってきます。例えば、実際に淀川の氾濫が起きた際に鳥飼地域一帯が浸水したと、その場合は、自衛隊、警察、消防による救出作戦が展開されるという中で、で

は、一体何割の方々を事前に避難させ、何割の方々を緊急避難所に避難させるか、そしてまたプッシュ型支援についてどうするか、あわせて市の災害対応、BCPに基づく対応をどうしていくかというところは、非常に際限がないところではございますけれども、そういったところは構成をしっかりと描きながら、一つ一つ落とし込んでいただければと思います。そこはもう理事の活躍の発揮の場かなと考えておりますので、全ての災害に対してしっかりと並行的に、そして継続性をもって計画的に検討されるように要望いたします。

防災危機管理組織の改革についてはずっと提言しておりますけれども、これ以上、人はふやせないと思います。分かりませんが、なかなかこれ以上は改革については申しませんので、政策推進課のほうに提言していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後、水害のところ、市民の方から言われたのが、近鉄バスの車両基地が東別府のほうにございますが、そこでの広域避難での連携というところもしかりとやっていただければ、浸水する前に避難する、あわせてそのときに避難民も一緒に連れていくといったところもあるのかなと提言がありましたので、そういったところのご配慮を提言させていただきます。

最後、公共交通の再編の考え方については、一定理解いたしました。ぜひこれについては、いま一度しっかりと検討していただき、鳥飼地域のグランドデザインのほうとも連携して、より良い公共交通の実現のために検討、計画していただければと思いますので、これについては要望とさせていただきます。

以上です。

(建設部道路交通課)

○松本暁彦委員

続きまして、11番目の決算概要の110ページ、こちらの正雀駅南自動車駐車場管理事業について、こちら先ほどの質問でございましたので、もうこれは要望とさせていただきます。

こちらは、昨年の決算審査に係る委員会でも利用状況の改善を要望させていただきました。そして今年、利用料金を下げられ、改善に向けた取り組みをされたことについては評価をいたします。あわせて、引き続き125cc以上のバイクが阪急正雀駅の南側では止めるところがないということについては、引き続き働きかけをぜひお願いしたいと思います。

こちら、阪急摂津市駅のところは、50cc以上のバイクは止められます。こちら300円のコイン式のパーキングとなっており、阪急正雀駅とは150円か300円かの違いのところの費用と、あと場所についても、阪急正雀駅の50cc以下のバイク置場は私はよく通りますけども、一、二台しか止まっていない状況で、非常に使い方がもったいないのかなと思っております。市民の方でも、125cc以上のバイクは最近やっぱり多くなっている中で、阪急正雀駅では止められないので、あえて阪急摂津市駅において利用しているという話もお聞きをしておりますので、ぜひ土地利用の有効活用も踏まえて、その点も費用をかけずにできるようなどやっていただければと思います。こちらは要望とさせていただきます。

続いて、12番目、決算概要112ページ、公共施設巡回バス運行事業について、こちらバス2台で運行されておりましたが、令和元年度の乗車率についてどのようなものかお聞かせください。

続きまして、13番目、公共交通整備事業について、決算概要の112ページです。こちら執行率4.6%ということですが、この理由等、そして、そもそもこの事業の目的についてどのようなものかお聞かせください。

続きまして、14番目、同じく112ページということで、防犯カメラについてです。防犯カメラ保守点検委託料について、こちらの道路交通課のところの設置の目的等はどのようなものかお聞かせください。

続きまして、15番目、決算概要116ページ、正雀南千里丘線外2路線、阪急正雀駅前道路改良事業についてのこの事業内容についてお聞かせください。

続きまして、16番目、同じく116ページ、未就学児移動経路対策事業について、こちら繰り越しているということですが、この内容についてどのようにこうなったのか、ちょっとお聞かせください。

○野口博委員長

永田部参事。

○永田建設部参事

それでは、松本委員のまず12番目の公共施設巡回バスが2台運行になったの乗車率についてのご質問にお答えさせていただきます。

公共施設巡回バスは、平成30年10月から台数を1台ふやして、2台運行で開始しており、2時間に1本のダイヤを1時間に1本へ改善したことによりまして、乗降者数は順調に増加しており、前年度同月比では、2倍まで達する月もございました。

乗車数でいきますと、2台運行後、1便、1日当たりの乗車数は約87名となっております。乗車率につきましては、このバス自体が車いすも対応する車両になっておりまして、車いすを使用し

ない場合の定員数というのが23名となっております、その定員数からいきますと、乗車率は、令和元年度、2台運行後の1年間の乗車率は約25%となっている状況でございます。

続きまして、13番目の公共整備事業について、その理由と目的についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、この事業に関する予算としましては、消耗品費と印刷製本費を上げさせていただいておりまして、印刷製本費に関しましては、ダイヤ改正などによってのチラシ等の費用を見込んでおりましたが、それがなかったため、執行率はゼロとなっております。

また、消耗品費につきましては、ニーズ把握のためのアンケート等に使用する返信用封筒などの費用を計上しております。今回、執行予算で使用させていただいているのは、その返信用封筒の購入費に充てております。

それから、14番目の防犯カメラの目的についてでございますが、道路交通課所管の防犯カメラにつきましては、自転車・自動車駐車場内における防犯対策を目的としており、平成21年度と平成23年度に大阪府の街頭犯罪多発地域防犯カメラ設置補助金を活用して設置させていただいております。場内の防犯対策、それと精算機等の設備に関する防犯対策としての設置を目的としております。

それから、15番目の正雀南千里丘線外2路線の事業内容についてでございますが、ご存じかと思いますが、阪急正雀駅前の道路拡幅事業に伴う用地測量の委託料を計上させていただいて、その業務内容としましては、これまで支障となっておりました国有地の処理や地番配列の不整合など地図混乱地域の状態にあることから、法務局の備え付け地図の訂正作業を行う業務でありまして、測量、その他に分筆作業に伴う委託を計上しております。

それから、16番目の未就学児移動経路対策事業の内容についてでございますが、本事業に至る経緯でございますが、令和元年5月8日に発生した大津市の事故後、5月14日付で近畿地方整備局から、園児等の移動経路における交通安全の確保について事務連絡が発出され、6月18日付で、内閣府、文部科学省、厚生労働省より、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検要領が幼稚園、保育園、認定こども園などの施設管理者に対しまして、緊急安全点検の上、その対策を検討するよう発出されておりました。

以上のことから、本市が管理する道路について、道路管理者、施設管理者並びに摂津警察と合同点検を8月に実施し、この合同点検を踏まえ、対策必要箇所の抽出と対策案を9月に検討を行いまして、実施する対策を10月に取りまとめ、国へ報告した次第でございます。

また、対策メニューとしましては、局所的な対策として、安全・安心な歩行空間を確保するための車止めの設置や路側帯のカラー舗装化、また、一定の区間に対する面的な対策として、車両の抑制、速度抑制を目的としたハンプの設置、抜本的な対策として、歩道の改良、拡幅等がございます。これらの緊急点検を踏まえて、令和元年度では、路面標示を鳥飼西19号線で既に設置したところであり、この令和元年度の決算書に載っている繰越しの内容につきましては、市内点検で対策を確定した5か所につきまして計画をしており、その全てを未執行繰り越しとして、翌年度に送っている次第でございます。

その内容としましては、未就学児が淀川河川敷公園に向かう経路となる淀川堤防沿いの市道南別府鳥飼上線のハンプの設置や、ふるさと公園に向かう経路である市道の鳥飼本町52号線の歩行空間の拡幅といったものがございます。それ以外にも含めまして、今後、令和3年度までに残り6か所も含め、全て完成させていく予定となっております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、12番目、公共施設巡回バス運行事業について、乗車率が約25%というところは理解をいたしました。この数字というのが費用対効果として本当に適切なのかというところは、やはり検討する必要があるかなと考えております。また改めて、今年1月以降がコロナ禍ということで減っているかなと思うんですけども、これは確認の上で、今年1月以降、コロナ禍での状況について、2年目の実績も含めて、ちょっと乗車率の傾向というのをお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

続きまして、13番目、公共交通整備事業については、アンケート調査をこれからされるということで理解をいたしました。この13番目は結構です。

続きまして、14番目、防犯カメラの目的について理解をいたしました。今年度、警察等と連携されたのかというところは一つちょっとお聞かせいただければなと思います。

そして15番目、正雀南千里丘線外2路線の件ですけども、これも定期的に質問させていただいて、正雀地域の道路拡幅で利便性と安全性を向上させるための取り組みというところで理解しております。しっかりと引き続き進めていただければと思います。15番目についても以上です。

そして16番目、未就学児移動経路対策事業について、こちらについては、令和2年度のほうでしっかりと淀川堤防沿いですか、ハンプとか、あるいはふるさと公園の歩道拡幅等にしっかりと使われるというところで理解をいたしました。この点は、要望とさせていただきます。

交通安全対策は、未就学児の移動経路も、そしてまた一般の市民の方々の方々の要望も非常に多いものでございます。ぜひ地域の要望等もしっかりと踏まえて、ハンプ、あるいはカラー舗装化など交通安全対策をしっかりとしていただけるように要望いたします。16番目は以上です。

○野口博委員長

永田部参事。

○永田建設部参事

それでは、公共施設巡回バスの1月以降の状況及び2年目の実績を含めた傾向について、ご答弁させていただきます。

まず、2台運行開始後の1年間は順調に利用者が増加しておりまして、また新たに鳥飼野々2丁目団地直近にある第22集会所にバス停を設け、公共交通として市民の足を確保し、その役割は一定果たしているものと考えております。

しかし、今年になってコロナ禍の影響によりまして、利用者の状況が1月からやはり影響が出ておりまして、2月では、前年比と同じ数字なんですけど、翌3月になりますと、前年比87%、それ以降も前年比66%だとか58%だとか、6割近くの利用者となり、減少しているような状況でございます。また、緊急事態宣言解除後は、元に戻りつつあるような状況となっております。

続きまして、防犯カメラの警察との連携についてのご質問でございますが、まず施設場内において、これまでにモノレールの南摂津自動車駐車場の敷地の中で、痴漢行為があったような事件がありまして、それに防犯カメラの映像を警察へ提供して協力捜査をさせていただいたり、また今度はフォルテ摂津自動車駐車場では、当該施設が一部壊された件がありまして、それが防犯カメラにしっかりと映っていて、それは私どもの施設になりますので、警察のほうへは被害届と防犯カメラの映像を提供し、捜査のほうに当たっていただいているような状況です。

また、駐車場内ではございませんが、近隣で犯罪が起きた場合は、警察からのデータ資料請求があります。その際には、速やかにデータを提供しているような状況で、一例として、2年前の年末に起きた大正川にかかる防領橋付近でのひき逃げ事件がありまして、その際には、モノレール摂津駅の自転車駐車場の映像を提供し、早期発見につながったという例もございます。このようなことから、安全・安心できる施設に向けて取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、12番目、公共施設巡回バス運行事業の2年目の実践についても、コロナ禍の状況というところも一定理解いたしました。

そこで、改めて公共交通の再編についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

そして14番目、防犯カメラのところにつきましては、実績ありというところを理解いたしました。これについても、先ほどの防災危機管理課に要望したように、警察としっかり連携していただきたく、そしてまた、安全・安心なまちづくりにしっかりと活用してもらいたいというところで要望とさせていただきます。14番目は以上です。

○野口博委員長

永田参事。

○永田建設部参事

それでは、松本委員の3回目の、公共交通の再編についての考えについて答弁させていただきます。

市民の利便性向上に向けた地域公共交通の運用は、高齢者をはじめ、誰もが利用できる交通手段として確保・維持していくことが、本市として重要な役割であると認識しております。

国のほうでは、平成25年に交通政策基本法が施行され、交通に関する施策について基本理念及び交通に関する施策の基本となる事項を定めまして、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることによりまして、交通に関する施策を総合的、かつ計画的に推進し、市民生活の安定向上及び経済の健全な発展を図ることとされました。

また、翌年には、地域公共交通活性化再生法が施行され、その総合的、かつ計画的推進のため、地方公共団体による地域公共交通の形成計画の作成と協議会の設置が規定されており、本年6月の改正により、同計画の作成が努力義務へと変更されたところであります。

ところが、現在、本市では、近鉄バスが運行する市内循環バスや公共施設巡回バス、平成30年10月から2台運行と、それぞれバスへの支援を行いまして、高齢者を含めた市民の交通手段の利便性向上に努めているところであります。

今後、地域の公共交通の改善・維持に向けた取り組みについては、こうした法律に基づきまして現在の支援が妥当か、先ほどもご答弁させていただきました公共施設巡回バス、乗車率約25%、それらの支援がまた妥当かどうか検証を行った上、市域全体の公共交通の在り方について見極めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

(建設部道路管理課)

○松本暁彦委員

続きまして、17番目、決算概要114ページ、狹隘道路整備事業について、こちら令和元年度の現状等についてどうなっているのかお聞かせください。

○野口博委員長

井上課長。

○井上道路管理課長

それでは、松本委員の17番目のご質問の狹隘道路の現状についてお答えいたします。

現在、狹隘道路整備事業では、建築確認申請の際に後退部の道路整備の内容、後退部を市に寄附、もしくは使用契約等で市に移管するかどうかなどの内容を事前に協議いたしまして、このうち、個人居宅の建築行為で市にその後退部が移管されるものについて、工事完了後に市が検査を行いまして、合格したものは申請を受け付け、後退整備費用を助成金としてお支払いしているものがございます。

令和元年度の助成件数は7件でございますが、その内訳といたしましては、令和元年度に事前協議を行ったものが1件、残り6件については、平成30年度以前に事前協議を行ったものでございます。

なお、令和元年度の事前協議の件数は59件で、このうち助成対象が11件ですが、これ以外のものにつきましては、営利を目的とする建物であったり、個人居宅の建築行為であっても、敷地計画の都合上、後退部分を市に移管せず自主管理するということが助成対象外となっております。協議のありました全ての案件について、規定の道路後退はなされております。

○松本暁彦委員

続きまして、17番目、狹隘道路整備事業についてというところで、6件実施、そして59件の申請があったというところで、それなりに申請というのが多かったのかなと思います。まさに狹隘道路の整備というのは、交通環境整備には非常に重要になるものと理解をしておりますけれども、今後の展開については、この成果を踏まえてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○野口博委員長

井上課長。

○井上道路管理課長

それでは、松本委員の17番目のご質問であります狹隘道路の今後の展開についてお答えいたします。

委員がご指摘のとおり、狹隘道路は、円滑な通行に支障を来し、防災リスクを高め、一定規模の開発行為が制限されることにより、無秩序な市街地が形成される要因となっております。狹隘道路整備事業では、1回目でも答弁いたしましたように、後退整備費用の助成をすることで、狹隘な道路の解消に努めているところでございます。これまでに助成対象外の建築開発行為も含めた狹隘道路の協議件数は、この5年間で2倍以上とふえており、需要の高まりとともに、市民への事業の定着も進んできたものと考えておりますが、現行制度では、発生主義的で部分的な対応となり、抜本

的な解決には非常に長い年月を要することになります。そのため、この機運を逃さず、狹隘道路の解消につなげるため、限られた財源を効果的に活用し、より実効性のある支援制度を整備する必要があり、現在新たな制度の検討を行っているところでございます。

これまでに狹隘道路の実態や旧耐震基準の建物が多い地区などで需要が見込まれる地域を把握しております。また、狹隘道路の整備促進に関する国の補助事業の調査も行っております。これらを踏まえまして、今後、市内で計画されている道路整備などの事業の波及効果が期待されるエリアを選定し、そのエリアの開発行為に対しての効果的な支援制度の検討を進めているところでございます。

令和3年度からは、新たな制度において、助成対象や内容を拡充し、重点的に支援することで、安全・安心で良好な住環境の形成を進めてまいります。

○松本暁彦委員

17番目の狹隘道路整備事業について、今後の展開については理解いたしました。狹隘道路の整備が必要であるということと事業について一定成果があるということと踏まえて、しっかりとエリア選定など整備促進を図り、狹隘道路の拡幅、そして安全・安心のまちづくり、より良い利便性の向上、そして、まちの価値の向上ということとしっかりと計画的に取り組んでいただければと思います。これについては要望とさせていただきます。

(建設部建築課)

○松本暁彦委員

続きまして、同じく決算概要118ページ、多世代同居・近居支援事業についてです。令和元年度の実績について、どのようなものかお聞かせください。

続きまして、19番目、同じく決算概要118ページの震災対策推進事業について、こちら三つの補助金が記載をされておりますけれども、大阪北部地震を経験して、令和元年度、改めてこの実績というのはどのようなものかお聞かせください。

○野口博委員長

寺田課長。

○寺田建築課長

それでは、松本委員の18番目の多世代同居・近居支援補助金に関する質問に答弁いたします。

まず、親から子・孫の3世代にわたり、市内で新たに同居または近居することによりまして、日常生活の様々な面で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指す三世代ファミリー住まいるサポート制度として、令和元年7月に同補助金の受け付けをスタートしたところでございます。

本制度は、新たな同居や近居のための住宅の取得、リフォームや転居の費用の一部に補助するものでございまして、令和元年度、問合せの件数は50件を超えてきておりますが、申請交付件数につきましては、住宅取得補助3件、住宅リフォーム補助1件、転居補助5件の計9件にとどまっております。ただ、令和2年度に入りまして、この10月末まででございますが、相談、問合せ等は87件を超えてきております。申請受付件数は、それに伴いまして、住宅取得補助については13件、リフォーム補助については3件、転居補助については10件が交付見込みの状況に至っております。

続きまして、19番目、震災対策推進事業の三つの補助金と状況ということでのお問い合わせでございます。こちらのほうにお答えいたします。

まず、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金の状況でございますが、こちらのほうにつきましては、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅に対する耐震診断をしていただくために、その費用の一部を補助する内容でございます。令和元年度につきましては、木造住宅16件に対しまして、補助を交付いたしております。

続きまして、耐震改修補助金でございますが、こちらのほうにつきましては、その耐震診断を受けられて、耐震性に不足があるということの判断が一定出た内容につきましては、設計工事、合わせて80万円を上限に補助をさせていただいております。ただ、所得要件によりましては、上限100万円まで補助をさせていただいております。

それと、建物をそのまま耐震補強するのではなく、建て替えを選択される方もいらっしゃいますので、その除却の補助につきましては、上限40万円という形で補助をさせていただいている制度でございます。令和元年度の交付件数につきましては、合わせて20件ということで、そのうち、除却の交付については14件という状況になっております。

続きまして、ブロック塀の撤去補助金でございますが、こちらのほうにつきましては、2年前、平成30年6月大阪北部地震で、高槻市内の小学校でブロック塀の倒壊による痛ましい事故を受けまして、本市のほうでブロック塀の撤去に要する費用の一部を補助するというところで、同年8月から受付をスタートさせていただいた制度でございます。

内容といたしましては、私道を除く公道や公園に面して設置されている高さ80センチ以上のコンクリートブロックの塀などを対象といたしまして、補助金額は、最大20万円を限度に交付をさせていただいております。令和元年度の実績といたしましては、14件交付をさせていただいております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、18番目、多世代同居・近居支援事業について、令和元年度の実績については理解をいたしました。9件というところですけども、しかしながら、令和2年度については問合せが87件来ていると。なかなかふえているのかなというところを思います。

ちょっとそこで確認の上なんですけども、この支援事業の中の傾向、同居・近居が多いのか、あるいは、その際に子どもが市外から転居されるのか、あるいは親が市外から転居されるのか、どういう傾向があるのかなと、ちょっと確認の上でお聞かせください。

続きまして、19番目、震災対策推進事業について、こちらの成果というのは、非常にあるのかなと思っております。狭隘道路の解消にもつながったり、まさに、先ほどの児童の通学路ですか、そういったところのブロック塀の倒壊の危険性が解消されたりとか、安全・安心のまちづくりにつながるものと、これについては理解をしております。この三つの補助金について、改めて実績を踏まえて、今後の方向性というのはどのように考えているのか、その1点をお聞かせください。

○野口博委員長

寺田課長。

○寺田建築課長

それでは、18番目の多世代同居・近居支援補助の2回目のご質問にお答えいたします。

申請される方の傾向ということでのお問い合わせでございます。まだ、令和元年度7月からのスタートでございますので、交付実績が現状では少ないため、傾向とまでは言えないかもしれませんが、この2年の現状を踏まえますと、新築住宅への入居や住宅の購入を契機として申請される方、並びに同居が目的での住宅購入、それと既存住宅のリフォームを契機に申請される方が見られる状況でございます。

同居の件数でございますが、現在では10件というところで、同居でない市内での近居を選ばれている方が25件という状況でございます。

転入の世帯の割合ですけれども、子ども世帯の市外からの転入が25件という状況でございます。親世帯のほうは7件という状況でございます。

地域別でいきますと、安威川以北、安威川以南ということで、18件と17件であり変わりはないという状況でございます。

引き続きまして、19番目の耐震化の施策に係ります今後の方向性というお問い合わせについてお答えいたします。

まず、耐震化の促進に当たりましては、先ほど来申し上げております旧の耐震基準にお住まいの方にまず気づいていただくということが大事なところでございます。気づいていただいて、次の行動につなげていただくということが非常に大事でございますので、そこへの必要性の啓発ということが、従前から取り組みは進めはさせてはいただいておりますが、啓発チラシの送付は固定資産税課の協力も得まして、課税の納付通知に空き家のチラシと併せて、耐震化の啓発のチラシも入れさ、送付いただいております。

令和元年度につきましては、NPO、大阪府とも連携して、市民フォーラムということで、市役所でこの耐震化の必要性についてお知らせもするとともに、補助制度の内容、それから民間の建築関係の方、専門家の方によります実際の具体例ですね。こうやれば上手いきますよというような取り組みの内容もお知らせをするような機会を設けて、周知啓発に取り組んでおります。

あわせて、市役所であったりだとか、令和元年度につきましては、万博記念公園でのロハスフェスタ、こちらのほうで、大阪府ほか、北摂近隣市と連携いたしまして、耐震啓発のパネル展示も開催したところでございます。令和2年度につきましては、啓発チラシの送付は昨年度と同様にさせてはいただいておりますが、市民がお集まりになるという機会がなかなか難しい状況もございませんので、8月には、事前予約制によります個別相談会というものを開催いたし、個別具体的なお相談に乗るような形で機会を作らせていただいております。

また併せまして、先ほど道路管理課の井上課長からもありましたように、旧の耐震基準で建てられている昭和56年以前に建てられている、そういうところは、もう築40年近くの経過年数になってきておりますので、やはりそのままお住まいになられている方は、ご高齢の方も非常に多い状況もございます。それと、やはり建て替えをぼちぼちお考えになっておられるところもあるというところがございますので、今後は、狹隘道路の整備の事業と連携もしながら、この事業を進めていけたらと考えております。あわせて、危険なブロック塀の解消というところもございまして、大きな耐震化施策の取り組みの一環として、大阪府など関係機関とともに、この辺りの周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、多世代同居・近居支援事業について、こちらは、市外からお子さんが転居されるケースが25件等々、そしてまた親御さんも来ていると、一定の効果というのはあるのかなと思います。もちろんこれは、アンケートを取って、この制度で一つきっかけになったのかなというのも分かれば、さらにいいのかなとは思いました。問合せもふえているというところで、ぜひしっかりと周知方法も強化していただいて、活用しているのは、やはり鳥飼地域の人口が減少していることに対して、お子さん、あるいはその親御さんを呼び寄せるとか、そういった取り組みにもつながるのかなと思っております。こちらについては、引き続き周知方法をしっかりしていただき、継続していただくように要望とさせていただきます。

19番目につきまして、啓発活動、市民フォーラムやロハスフェスタと、大阪府とも連携されてケアされたというところで理解いたしました。これ自体も、私もぜひ継続していただければなと思っております。

やはりブロック塀のところは、私の地域でも、つい最近それを撤去して、道路拡幅につながるとともに、児童の通学路の安全強化につながったというところも目にしております。これが一つそういったところのきっかけになるものと考えております。

しかしながら、先ほどの狭隘道路の解消と同じように、事業の連携といたしますか、そういったところもぜひ考えて実行していただければなと思います。これについても、要望とさせていただきます。

(建設部水みどり課)

○松本暁彦委員

続きまして、20番目、決算概要122ページ、公園維持管理事業について、こちらのほうで、ちびっこ広場等の管理の現状についてどのようにされているのかお聞かせください。

続きまして、21番目、同じく決算概要122ページ、公園遊具補修事業について、こちらも先ほどの質問で多々ありました。こちらの補修事業の令和元年度の状況について、どのようなものかお聞かせください。

○野口博委員長

宮城課長。

○宮城水みどり課長

それでは、松本委員の20番目のご質問、ちびっこ広場の維持管理についてお答えいたします。

市内には、ちびっこ広場が97か所あり、そのうち87か所のちびっこ広場において、自治会など62団体で、摂津市ちびっこ広場管理補助金交付要綱に基づき、維持管理を行っていただいております。残りの10か所につきましては、市で維持管理を行っております。

維持管理の内容としましては、同要綱に書いてあります広場の清掃や除草、その他環境整備の作業となっております。作業の回数は各団体で決めていただいております。

補助金につきましては、補助金の申請があった団体に対し、交付基準により算出した金額を補助しております。

続きまして、21番目、令和元年度の点検結果による遊具の補修状況について、お答えいたしま

す。

先ほど、塚本委員と答弁の内容とかぶるところがあるかと思いますが、まず遊具の補修に際しましては、令和元年度の時点で、遊具635基を国の指針、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、専門家と一緒に年に一度総点検を実施しております。この点検結果でAからDまで判定基準を4段階設けており、その中で、D判定につきましては、即使用停止、C判定につきましては、遊具の取り替え時期が来ているということから、遊具の修繕のほうを検討しております。

令和元年度におきましては、D判定の遊具は2か所、C判定につきましては199か所ございました。そのうちD判定につきましては、即時使用停止し、撤去または修繕を行っております。C判定につきましては、199か所のうち22か所、これは専門家と協議、現地等を立会いしながら、22か所の修繕を行ったものであります。

以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、20番目、公園維持管理事業について、こちら、ちびっこ広場等の管理の現状については理解をいたしました。こちら、ちびっこ広場の清掃では、私のところにもやっぱり自治会から最近やはり高齢化の観点から、清掃がしづらいので、もう市のほうに返納しようかなとか、そういった相談がございます。その中で、ちびっこ広場、私以外にもそういった相談等があるのか、そのちびっこ広場の自治会との関係について、どういう傾向があるのか、把握されている点をお聞かせいただければと思います。

続きまして、21番目の公園遊具補修事業について、現状については理解をいたしました。こちら、市民から勧めていただいたバケツ型ブランコといいまして、幼児と親子向けの遊具があるんですけども、こちら今年7月にお伝えさせていただきまして、7月に市場池公園に設置いただきました。ありがとうございます。

私もちょっと使用状況を少し見させていただくと、非常に楽しそうに使われているなというところを確認しております。幼児と親子向けの公園など、そういったところ、今後そのような補修に当たって、より良い工夫を一層検討すべきと思うんですけども、その点どのようにお考えなのかなどお聞かせいただければと思います。

○野口博委員長

宮城課長。

○宮城水みどり課長

それでは、20番目のちびっこ広場に関するご質問の2回目にお答えいたします。

ちびっこ広場は、地域に密着した広場でありますことから、自治会や子ども会など地域団体による維持管理が不可欠であります。課題もございまして、自治会の解散や自治会離れ、自治会への加入率低下による担い手不足、委員よりお示しのありました高齢化問題、こういった問題の話を受けております。

平成30年度ではございますが、この団体が64団体ございました。実際に、それから高齢化により担い手もいないと、この広場の清掃作業が難しくなったので市のほうにお返ししますと、こういう団体が2団体ありまして、令和元年度には62団体になっております。それによりまして、広

場のほうの団体による管理していただいている数も、平成30年度は89でありましたが、二つの広場が減ったことにより、令和元年度には87か所になっております。

高齢化の問題につきましては、各自治会より相談も受けているのは事実ございまして、そのような相談を受けた際には、すぐに返上していただくのではなく、やり方の工夫だとか、そういったことについてご相談させていただいております。

例えば清掃回数について、これは各団体で決めていただいておりますので、夏場は控えていただくとか、あと回数を減らしていただくなどで工夫はできないか、あとは広場の清掃箇所をもう少し縮小して、あまり負担のかからないような工夫はできないかというようなことで、実際にそのような変更をしていただいて、引き続き清掃活動をしていただいている団体も多数ございます。これからもそういったご相談を受けた際には、我々のほうも幾らか知恵を絞りながら、こういった清掃の維持活動を進めていただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、21番、幼児向けの遊具についてのお話がありました。遊具につきましては、子どもたちが安全に楽しく利用することができ、保護者の方も安心して子どもたちを遊ばせることができる遊具の設置を望む声が多くあることは承知しており、遊具の設置時には、未就学児の子どもたちを対象とした遊具を優先的に選定はしております。

今年度におきましても、現在、公園は選定中ではありますが、委員よりお示しのありました市場池公園に設置した、未就学児用のバケット型ブランコとありますが、そういったブランコを安威川以南の公園でも設置するよう検討しております。これにつきましては、先ほどの点検によって遊具交換のタイミングがありますので、そのときに合わせてブランコを変更したいと考えております。

このように、今後も遊具を取り替えるタイミング、ここに合わせて子どもたちが遊びたくなる、より安全に利用していただけるような遊具の設置を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○松本暁彦委員

続きまして20番目、公園維持管理事業について、ちびっこ広場清掃での自治会からの相談が多々あるということも理解いたしました。やはりこれについてはなかなか解決策というのが難しいところかなと、根本的な解決策というのは、自治会の活性化というところにつながっていくかなと思いますので、この点の要望については、そのような相談があった場合には、引き続き丁寧な対応と負担軽減策とか、そういったところをしっかりと提案していただければと思います。これについては、要望とさせていただきます。以上です。

続きまして21番目、こちらについても、ぜひ用地と親子向け、特に明和池公園でも非常に親とお子さんが遊んでいる風景を目にします。吹田市民の方からも、明和池公園のちょっと大きな幅広の滑り台が楽しいという話も聞いております。逆に言ったら、公園目当てに人も集まってくるというところは、一つ良い事例だなと思っております。そういった中でも、ほかの公園についてもいろいろ工夫はできるのかなと思っておりますので、ぜひその点、そういった工夫というのもの一つ考えていただき、補修事業につなげていただければと思います。これについても、要望とさせていただきます。

○野口博委員長

宮城課長。

○宮城水みどり課長

それでは、松本委員の20番目の3回目の質問に、お答えいたします。

さきにもご答弁いたしましたが、水路は用排水の機能だけでなく、下水道施設も担っており、常に密接な関係にございますが、水路を用水のみの正常な機能に戻すためには、下水道の整備が必要であります。

下水道の整備に当たっては、現在、下水道整備課で二つの雨水幹線の整備が行われております。この整備が完了することで面整備も行われるようになり、それが可能となれば、下水道への雨水排水の切りかえが可能となってまいります。そうすることで、水路への雨水排水の流入がなくなり、不要な水路を廃止することが可能となります。また、不要な水路を道路側溝や下水道施設として転用することも可能となることから、今後も関係部署と連携を図りながら、水路の適正な維持管理を努めてまいります。

以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、農業水路管理事業の件ということで、雨水対策の中で、水路と下水道の連携というのをぜひ検討していただければと思います。やはり当初の設置目的が失われた水路というのは、雨水対策用に使われているものと認識しましたが、そこにおいても、雨水も対応できる下水道整備が進めば、場所によっては、雨水対策で水路と下水道の両併用となることは、コスト面では二重に負担がかかってしまうかなと考えます。

また、設置目的が失われた水路においては、例えば、道路に形状変更するなどして、道路状況の改善につながる、まちづくりの活性化につながることを考えております。また、狭隘道路の解消にもつながります。そしてまた、先ほど言われておりましたように、水路に流れる雨水の減少というのが水路そのものの減少、その他ポンプ場整備、水路整備でもコスト面で削減できるものと理解いたしました。これはぜひ、しっかりと、この事業を最終的な形までイメージして進めていただければと思います。

これにつきましては、以上です。

(消防本部)

○松本暁彦委員

続きまして、決算概要124ページ、千里丘出張所耐震改修工事について、こちらの工事内容等についてお聞かせください。

続きまして、23番目、決算概要128ページの消防団活動事業について、令和元年度の消防団の現状、そして人員等についてお聞かせください。

そして、決算概要の126ページの災害応援等活動事業、こちら毎年様々な事業に応援されているというところですが、令和元年度の実績について、どのようなものかお聞かせください。

続きまして、25番、こちら事務報告書の415ページのところで、防火対象物査察件数についてというところで、こちらについては、平成30年9月の本任委員会で摂津市火災予防条例の一部改正の条例を審査いたしました。この中で消防法令において、違反が認められる防火対象物については、一定期間のうち是正しない場合は公表するという条例改正ということでございましたけれども、この条例改正を踏まえて、この査察件数、そしてその後の状況についてどのようなものかお聞かせください。

そして最後、26番目、同じく事務報告書の435ページの救急活動事業について、こちら令和元年度の救急活動事業、その内容について、このような数字がありますけれども、どのように分析されているのかお聞かせください。

以上です。

○野口博委員長

松田部参事。

○松田消防本部参事

それでは、質問番号22番の千里丘出張所耐震改修工事の内容についてお答えいたします。

令和元年度で耐震改修、外装改修と併せまして、大阪北部地震により被害を受けましたブロック塀、フェンスの修復、老朽化した屋外らせん階段の撤去、車庫シャッターの設置及び施設の内部の改修を行ったものでございます。

千里丘出張所は、昭和50年竣工の建物でございまして、四十数年以上が経過しております。かなり老朽化が進んでおりましたので、特に水回りや配管、照明器具、仮眠室等、各所において改修を行いました。

消防庁舎は、消防職員の職場でもあり、一方では、24時間365日寝泊まりし、生活する施設でもありますことから、安全衛生上、職場環境の向上は大変重要であると考えております。特に、環境の向上が図られた箇所は、老朽化した照明機器の更新と仮眠室の半個室化でございます。

照明器具は老朽化が進みまして、室内の照度が低く感じられ、職員の目や体調に支障を来すおそれもございました。仮眠室の半個室化につきましては、勤務する職員からも非常に高い評価を得ております。

また、個室化することにより、インフルエンザ等の感染症対策におきましても、感染拡大防止に大きな効果があると考えております。今後におきましても、摂津市北部の重要な防災拠点として適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号23番の消防団の現状、人員についての質問にお答えいたします。

消防団は、地域防災の中核として、地域住民の生命、身体、財産を守る上で重要な役割を果たして

いただいております、地域防災力として大きな力を発揮していただいております。

平成31年4月現在での消防団員の数でございますけれども、404名、その内訳は、基本団員が345名、機能別分団員が59名となっております。平成31年3月末の退職者が13名ございましたが、同年4月には6名の新入団員が入り、令和2年4月1日には13名の基本団員が新たに入団いただきました。現段階で、基本団員が333名、機能別分団員が60名で、合計393名となっております。

以上でございます。

○野口博委員長

木下課長。

○木下警備課長

それでは、質問番号24番、消防本部警備課所管でございます災害応援等活動事業、令和元年度におけるものについてお答えいたします。

災害応援等活動事業費の内容につきましては、通常年度は、緊急消防援助隊活動時に必要となる物品等を予算計上させていただきまして、支出するものでございます。令和元年度では、緊急消防援助隊の出動はございませんでしたが、G20大阪サミットが開催されるに当たり、応援派遣隊が消防特別警戒活動時に必要となる経費を予算計上いたしまして、その支出を行ったものでございます。

G20大阪サミットは、ご承知のとおり、各国の首脳や国際機関のトップをはじめ、政府関係機関等が大阪に一堂に会して行う国際会議でございまして、この会議を万全に対応するに当たり、本市消防本部からも必要な部隊を応援派遣することとされたものでございます。

なお、派遣を要する期間は、消防特別警戒期間でございまして、開催日の令和元年6月28日、6月29日を含みます6月24日から6月30日までの約1週間でごそれでは、質問番号24番、消防本部警備課所管でございます災害応援等活動事業、令和元年度におけるものについてお答えいたします。

災害応援等活動事業費の内容につきましては、通常年度は、緊急消防援助隊活動時に必要となる物品等を予算計上させていただきまして、支出するものでございます。令和元年度では、緊急消防援助隊の出動はございませんでしたが、G20大阪サミットが開催されるに当たり、応援派遣隊が消防特別警戒活動時に必要となる経費を予算計上いたしまして、その支出を行ったものでございます。

G20大阪サミットは、ご承知のとおり、各国の首脳や国際機関のトップをはじめ、政府関係機関等が大阪に一堂に会して行う国際会議でございまして、この会議を万全に対応するに当たり、本市消防本部からも必要な部隊を応援派遣することとされたものでございます。

なお、派遣を要する期間は、消防特別警戒期間でございまして、開催日の令和元年6月28日、6月29日を含みます6月24日から6月30日までの約1週間でございます。本市からは、火災等災害発生時に対応を行う消防隊を指定の進駐場所でございます豊中市消防局、豊中南消防署へ1隊4名として、警戒期間中に述べ7隊、28名と未然に災害を厳守するための予防要員1名を大阪市へ派遣したものでございます。

本市の応援派遣を含め、万全の消防警戒体制が功を奏しまして、結果といたしまして、G20大阪サミットは大きな災害は発生させず、無事に任務を遂行完了したものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長

納家課長。

○納家予防課長

質問番号25番、違反対象物公表制度の状況についてお答えいたします。

違反対象物公表制度は、火災予防条例の一部改正によりまして、平成31年4月1日から制度が始まりました。状況として、令和元年内におきましては、公表の対象となる建物5件を消防本部のホームページに掲載し、公表しました。そのうち3件は違反是正がなされ、掲載から削除しました。残り2件は、令和2年度に入り、1件が違反是正され、残りの1件も違反是正の改善準備が進んでいる状況でございます。

以上です。

○野口博委員長

大坪参事。

○大坪警防第1課参事

それでは、質問番号26番についてご答弁申し上げます。

事務報告書に記載しておりますとおり、令和元年度の救急出動件数は4,976件で、1日当たりの出動件数は13.6件となっております。

また、搬送人員は4,516人で、1日当たりの搬送人員は12.3人となっております。平成30年度の救急出動件数5,160件と比較しますと、184件の減少となりました。

また、事故種別で見ますと、急病が3,176件、一般負傷が753件、交通事故が451件の順であり、一般負傷を除く急病及び交通事故の件数は、新型コロナウイルス感染症拡大により市民等が外出の自粛や自宅待機されたことにより、若干ではございますが、救急件数が減少したものと分析しております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、22番目、千里丘出張所耐震改修工事について、工事の内容については理解をいたしました。拠点としての環境を整えられたと評価をいたします。本市の北部拠点として、救急車1台をさらに配備されていると思うんですけども、その運用状況と効果というものはどのように把握されているのか、お聞かせいただければと思います。

続きまして、23番目の令和元年度の消防団の現状については理解をいたしました。その中でも新入団員が6名というところですけども、我々、自民党・市民の会も消防団の能力向上のために活動マニュアルの作成を要望いたしまして、これをしっかりと作っていただきました。入団時に共有を図る必要性があると思いますけれども、そういった活動マニュアル等を周知しているのか、どのように共有されているのか、その点お聞かせいただければと思います。

続きまして、24番目、災害応援等活動事業について、こちらG20大阪サミットに出動されて、事故なく無事に成功することに寄与されたというところで理解をいたしました。高く評価をい

たします。

その点、お聞かせいただきたいのは、このような事業というの、そもそもどのようなところから指示が来るのかというのを、確認の上で教えていただきたいなど。そしてまた、今後、国家事業等の例えば、イメージとしては2025年の大阪・関西万博とかあるんですけど、こういった派遣というのは予想されているのか、現状の点で、ちょっと確認の上でお聞かせいただければと思います。

続きまして、25番目、防火対象物査察件数についてというところで、改善の効果に寄与されているところは理解をいたしました。この点は評価をいたします。25番目は以上です。引き続き、しっかりと安全・安心なまちづくりに査察件数をしっかりと査察というものを効果的にされるよう要望いたします。

最後に、26番目、救急活動事業について、こちらですけれども、令和元年度の救急状況については理解をいたしました。平成30年度よりも減少しているというところも理解しました。

この救急活動事業については、特に今吹田市とやっている指令センターでの広域連携の主たる事業かなと思いますけれども、改めて、指令センターでの救急などの広域連携との効果についてどのように考えているのか、どのようなものか教えていただければと思います。

○野口博委員長

大坪参事。

○大坪警防第1課参事

それでは、質問番号22番の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

本市の救急体制の強化及び近年増加する救急需要に的確に対応するために、令和元年11月から、千里丘出張所に救急車を配備、運用しております。それ以前の千里丘出張所管内の救急事案ですけれども、本署から千里丘出張所管内に救急出動しております。産業道路踏切での交通遮断やJR千里丘ガード付近での慢性的な交通渋滞等のより、現場到着に時間を要しておりました。

そのため、千里丘出張所に救急車を配備したことにより、119番受信後、直近出動選別され、千里丘出張所管内の救急出動は、覚知から現場到着時間が約3分、また1件当たりの出動救急時間が約6分と大幅に時間短縮できました。このことは、一定の配備の効果、実績が得られたものと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長

松田参事。

○松田消防本部参事

質問番号23番、2回目の質問、消防団活動マニュアルの周知についてお答えいたします。

近年発生しております地震、豪雨、台風など、大規模自然災害への対応及び活動について課題が見え、平成31年4月1日付で各種災害における活動マニュアルを策定いたしました。同年4月7日の分団長以上の幹部会議にて、全団員分のマニュアルを配布しました。また、6月に開催されました消防本部・団幹部合同研修会におきましても、活動マニュアルの内容について、分団長以上の幹部の方に説明を行い、また、ホームページにも掲載し、周知を行ってきたところでございます。

委員がご指摘のとおり、新入団員の皆さんへの教養や活動マニュアルの周知も重要であると考えております。本来であれば、4月に行われます消防団辞令交付式の後に、新入団員を対象とした教養の時間におきまして活動マニュアルの説明を行い、周知する予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして延期となってしまいました。

新入団員への周知につきましては、12月に開催されます分団長以上の幹部会議と同時進行で、新入団員さんにもお集まりいただき、教養の時間を設け、そこで活動マニュアルについて説明を行い、周知したいと考えております。

以上でございます。

○木下警備課長

それでは、質問番号24番、災害応援等活動事業における、松本委員からの2回目の質問にお答えいたします。

G20大阪サミット消防特別警戒への派遣指示というお問い合わせでしたが、サミット開催中の災害等発生時の対応を万全とするため、総務省消防庁及び大阪府関係消防本部等で構成する、消防救急対策委員会が立ち上がりまして、そちらから派遣指示を受けたものでございます。

2025年大阪万博への応援派遣というお問い合わせでしたが、現在のところ、派遣要請はございません。今後の動きに注視してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○野口博委員長

日野参事。

○日野警備課参事

質問番号26番、指令共同運用における吹田市との救急の連携体制についてお答えいたします。

吹田市・摂津市消防指令センターにおいて、両市の災害発生状況や消防車両等の出動状況を一元的に把握しておりますので、本市において救急事案が多発したときは、相互応援体制に基づき、通報の受信と同時に救急車を吹田市から市外応援救急として出動していただいております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして22番目、千里丘出張所耐震改修工事の件。救急車1台を配備されて、一定の成果があるというところを理解いたしました。引き続き本市の北部拠点として、千里丘出張所をしっかりと運用され、安全・安心のまちづくりにつなげていただければと思います。これについては、以上です。

続きまして23番目、消防団活動事業について、活動マニュアル等の周知について計画されているというところも理解いたしました。消防団というのは、まさに消防力の重要な担い手でございます。そして、その能力強化というところは、やはり消防本部にとっても非常に有意義なものであると考えておりますので、ぜひ消防団の能力向上についても取り組まれるように、これについては、要望とさせていただきます。以上です。

続きまして24番目、災害応援等活動事業について、総務省、消防庁等から指示が来て、実施していくというところを理解いたしました。2025年はまだ先ということで、イベントでの派遣は

ないということですが、このように国のイベントで派遣される事例があるということは理解いたしました。ぜひそういったところでしっかりと活躍していただくように、その能力を高めていただくよう要望いたします。

最後の救急活動事業について、指令センターの広域連携の効果ということで、吹田市からも応援していただいているというところを理解いたしました。

火災でもそうですけれども、やはり他市から、鳥飼地域であれば高槻市から、あるいは、正雀地域では吹田市からも消防車が応援に駆けつけていただいております。まさに広域化の良い事例かなと考えております。これについては要望いたしますけれども、5市の共同運用構想が計画されております。ぜひその広域化を進めていただければと思います。

そして、その指令業務というところですが、あわせて今後、資機材の共同連携、運用という構想もぜひ進めていただければと思います。やはりそれぞれの地域、特色に応じた消防力を充実させ、それを広域的に連携するというところは、非常に本市にとってはメリットが大きいのかなと思っています。

例えば、水害対応に特に本市は関係するので、そこに力を入れる、以前、南野委員がおっしゃってましたけれども、ドローンといったところで淀川河川敷での遭難者等の捜索には活用できると、しかしながら、そういったものも、例えば箕面市等の遭難者でも捜索に活用できますけれども、それぞれのところで必要な能力を高めて、それをしっかりと各地域の必要に応じて連携する、広域化のメリットというのは非常に可能性があるのかなと思っています。

その中で、本市にとって最も必要な消防力を充実させていくというところは、今後必要になってくる考え方だと思いますので、ぜひその点、消防本部としても今後、そういった考えを持っていただき、こういった指令業務プラスのところをぜひ検討、考えていただければと思います。この点については要望いたします。

以上です。